

●香川県告示第348号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大阪府吹田市山田丘3-1
財団法人阪大微生物病研究会 理事長 東 雍
- (2) 事業場の所在地及び名称
観音寺市八幡町2-9-41
財団法人阪大微生物病研究会観音寺研究所
- (3) 変更しようとする事項の内容
し尿浄化槽1基の廃止並びに雨水排水口の廃止（1箇所）及び新設（1箇所）
- (4) 特定施設に関する事項
変更無し。
- (5) 汚水等の処理施設に関する事項
変更無し。
- (6) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 7 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	7.0~8.0	7.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	15	25
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	浮遊物質量 (mg/l)	15	30
	窒素含有量 (mg/l)	10	30
	りん含有量 (mg/l)	1	3
	大腸菌群数 (個/cm ³)	150	200
排水の量 (m ³ /日)		380	550

他に排水口が4箇所（雨水専用（1箇所新設、1箇所廃止））ある。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成21年7月14日から同年8月4日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課

觀音寺市市民部生活環境課